第九十八条第九項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

第九十九条第十項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

第百二十五条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条　施行日前に前条の規定による改正前の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

（地方交付税法の一部改正）

第五十六条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第三十二号中「農家（」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の」を加える。

（地方税法の一部改正）

第五十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会」を削る。

第七十二条の四第三項中「第七十二条の十第一項第一号」を「第七十二条の十三第一項第一号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「、都道府県農業会議、全国農業会議所」及び「、農業協同組合中央会」を削る。

第七十二条の二十四の七第五項第一号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中「、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会」を削る。

第三百四十八条第二項第十三号の二を削り、同条第四項中「、農業協同組合法」を削り、「並びに土地改良事業団体連合会」を「、土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会」に改める。

第四百六条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「の農地部会」及び「（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」を削る。

第四百二十五条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「の農地部会」及び「（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」を削る。

第七百一条の三十四第三項第十三号を次のように改める。

十三　削除

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条　存続中央会に対する前条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第六項において「新地方税法」という。）第二十五条第一項、第七十二条の五第一項、第二百九十六条第一項及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、新地方税法第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第五号及び第二百九十六条第一項第二号中「、中小企業団体中央会」とあるのは「及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会、中小企業団体中央会」と、新地方税法第三百四十八条第四項中「及び農業協同組合連合会」とあるのは「、農業協同組合連合会及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

2　前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第二十五条第一項第二号に掲げる都道府県農業会議（収益事業を行わない場合に限る。）又は全国農業会議所（収益事業を行わない場合に限る。）に対して課する平成二十七年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

3　施行日前に開始した事業年度に係る旧地方税法第七十二条の五第一項第五号に掲げる都道府県農業会議又は全国農業会議所の法人の事業税については、なお従前の例による。

4　旧地方税法第二百九十六条第一項第二号に掲げる都道府県農業会議（収益事業を行わない場合に限る。）又は全国農業会議所（収益事業を行わない場合に限る。）に対して課する平成二十七年度分までの法人の市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

5　旧地方税法第三百四十八条第二項第十三号の二に掲げる償却資産に対して課する平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6　附則第二十九条第二項の場合においては、新地方税法第四百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四百二十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は適用せず、旧地方税法第四百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四百二十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7　旧地方税法第七百一条の三十四第三項第十三号に掲げる施設に係る事業のうち、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（土地区画整理法の一部改正）

第五十九条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の土地区画整理事業が都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域外の三十アールを超える農地法にいう農地の廃止を伴うものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合においては、この限りでない。

3　前項に規定するもののほか、農業委員会は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　施行日前に前条の規定による改正前の土地区画整理法第百三十六条の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の土地区画整理法第百三十六条第一項の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第六十一条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「同条第十一項」を「同条第十五項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改める。